

2025年度

姫路市

あなたとマイホームのための エンディングノート

あなたらしい“これから”と、長年過ごした
大切な「マイホーム」の“これから”を考えましょう！



名前

2025年3月発行

地域密着の不動産会社 T&Cエステートは 空き家のお悩み なんでも相談所



- ☑ 相続したばかりでどうしたらよいかわからない…
- ☑ どこに相談したらよいかわからない…

そんなあなたからのご相談をお待ちしております。

相談無料

0円

安心ポイント1

秘密厳守

近隣に知られたくない場合でもご安心ください。秘密厳守をお約束させていただきます。

安心ポイント2

分野を問わず

何でも相談OK

税理士、司法書士など、各分野の専門家と連携。幅広い内容の相談に対応いたします。

安心ポイント3

責任を持って対応

代表が、最後まで責任を持って対応いたします。担当者が異動でいなくなることはありません。

まずはお気軽にお問い合わせください

お問い合わせはこちらから▶ **TEL079-431-5531**

T&C エステート株式会社

〒675-0054 兵庫県加古川市米田町平津243番地1

✉ info@t-estate.co.jp
https://www.t-estate.co.jp/

HPはこちら

免許/宅地建物取引業 兵庫県知事(4)第401283号
加入団体/公益社団法人全日本不動産協会、公益社団法人不動産保証協会



自分が死んでしまったらどうなる？

まず、思い浮かぶのは、葬儀、お墓、保険や預貯金の解約などではないでしょうか。忘れられがちかもしれませんが、実は「不動産」をどうするのか、とても重要なのです。不動産は、所有者が亡くなったら相続財産となり、配偶者や子どもたちに承継されることになります。

不動産の中でも特に家屋は、適切に管理をしなければ周辺の住環境に悪影響をおよぼすおそれもありますので、将来のトラブルのもととなることのないよう、解体、売却、管理を継続するなど、どうするかを考えて、家族や親族に伝えておく必要があります。

準備をしておかないと、「こんなはずでは！」と困った問題が起きてしまいます。

- 「ゆくゆくは、実家を継ごう」と思っていたのに、相続問題が起きて、何年も空き家になってしまった。
- 「家を売ったお金で、有料老人ホームに入ろう」と思っていたのに、判断力の低下で家の処分ができなくなり、空き家になってしまった。
- 「リタイアしたら姫路の実家に戻ろう」と思って空き家にしていたら、動物が入りこんで、汚されてしまった。
- 空き家を察知され、放火の被害に遭った。
- 台風で空き家の屋根が飛んで、通行人にケガをさせてしまった。 など

第4章からは、あなたのためのプランニングノートも付いています。思い立った時に、少しずつ書き込むことで、マイホームの“これから”を具体的にイメージしてみませんか？

もくじ

第1章 空き家を放置すると	2	第6章 わたしのこと	7
第2章 空き家化の予防	3	第7章 もしもの時は	11
第3章 空き家になってしまったら	3	第8章 エンディング	14
第4章 人生会議	5	第9章 大切な人たち	17
第5章 終活支援事業	6	第10章 財産について	19
		第11章 おくやみガイド	20

※個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。

※当冊子には、法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年3月発行

発行：姫路市 住宅課

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

第1章

空き家を放置すると



老朽危険空き家になるまでのプロセス

空き家の発生原因

- 一人暮らしをしていた方が亡くなった(子供なし)
- 一人暮らしをしていた親が亡くなり、別居の子供が相続
- 一人暮らしをしていた高齢の親が施設にはいることに
- 親が高齢となり、別居の子供と同居することに
- 一軒家の維持管理が大変になり、マンションに引越し
- 家が手狭になったけど、建替ができないため引越し
- 転勤となり家族で引っ越すことに など

空き家を放置する発生原因

- 相続の知識不足、困難(未相続、権利関係の複雑化)
- 家財の撤去が困難(仏壇等)
- 買い手と売り手が結びつかない
- 売却・貸出への抵抗感
- 建替等への法的な制限・立地条件
- 税の住宅用地特例が外れる
- 管理意識の低さ など

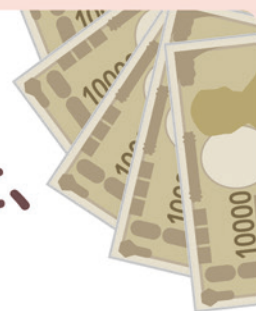


空き家の状態では、 固定資産税の 特例適用外 の可能性あります。

住宅用地の特例措置とは、住宅用地のうち一定のものについて、固定資産税が最大1/6まで減額されるものです。放置すれば特定空家等(非常に危険な空き家)となるおそれがある空き家(管理不全空家等)として勧告された場合、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)は解除されます。つまり、空き家を放置しておくと、固定資産税が高くなる可能性があります。

空き家を 放っておくと、 かえって お金💰がかかる？

空き家を放置すると、お金がかかる場合があります。人が住んでいない、メンテナンスを行っていない住宅は、傷みが早く、傷みが進行した住宅の場合、いざ、空き家を活用しようと思いついても、改修や修繕、雑草の除去、害虫駆除等で多額の費用がかかってしまい、資金繰りに苦労したり、諦めなければならない事があります。



「特定空家」「管理不全空家」となる前に、適切に**管理活用**しましょう!



第2章

空き家化の予防



空き家化の予防(空き家になる前にできること)

■所有者の場合

●不動産登記

相続登記がされておらず、前所有者の名義のままになっていることが多々あります。まず、現在の登記が現所有者となっているかを確認しましょう。

また、令和6年4月1日から相続(遺言を含む)登記が義務化されました。相続によって不動産(土地・建物)を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。



法務局「相続登記」
について

●遺言書(相続)

遺言書に書かれた内容は法定相続より優先されるので、きちんと遺言書を残し、誰にお持ちの住まいを引き継いでもらいたいかが明確にしておきましょう。ただ遺言書には守らなければならないルールや必要な手続きがあるので司法書士等の専門家に相談しましょう。

また、自身で作成した遺言書を法務局で保管する「自筆証書遺言書保管制度」があります。遺言書を書くのが難しい場合は、法的な拘束力はありませんが、自らの意思を残しておくプランニングノートを作成するのも一つの方法です。



法務省
「自筆証書遺言書保管制度」
について

第3章

空き家になってしまったら

■空き家の管理

所有者または所有者に代わる管理者が定期的に建物の状況を確認し、お手入れを実施しましょう。大雨や台風、地震の後の点検も行いましょう。

雨漏りなどを発見した場合は早期の修繕が必要です。放置していると、構造部材などが腐食するなど急激に劣化するおそれがあります。

チェック項目～空き家を適切に管理されていますか？～

- | | |
|--|---|
| ☐ 屋根 …… 屋根材のズレ、割れ 等 | ☐ 雨樋 …… 水漏れ、割れ、剥がれ 等 |
| ☐ 軒裏 …… 軒天材の剥がれ 等 | ☐ 窓 …… 割れ、ヒビ、開閉不具合 等 |
| ☐ ベランダ …… 床材の腐朽、手すりのサビ、ぐらつき 等 | |
| ☐ 外壁 …… 外壁材の穴、剥がれ、浮き 等 | |
| ☐ 基礎・土台 …… ヒビ、割れ、腐朽 等 | |
| ☐ 家まわり …… 草木の繁茂、衛生害虫の発生 等 | |
| ☐ 家の中 …… 雨漏り、床の傾き、カビの大量発生 等 | |



参考：平成30年11月発行大磯町マイホームとあなたのためのプランニングノート

よくある質問

Q. 空き家を相続したのですが、住む予定がありません。
どうしたらいいのでしょうか？

A. 放置しておくとなんか問題を引き起こす可能性がありますので、少なくとも定期的な管理が必要です。また、人が住んでいた方が建物自体の傷みも少なく、適切に管理されることにもなりますので、ご自身で使う予定がない場合は、賃貸や売却等も検討されてはいかがでしょうか。



姫路市
空きバンクに
ついて



空き家の譲渡所得
3000万特別控除に
ついて

Q. 近所に空き家があるのですが、市で解体してもらえますか？

A. 私有財産は所有者に管理する責任があります。市で解体は行っていません。

Q. 解体費用はいくらぐらいかかりますか？

A. 一般的に、木造2階建て100㎡の住宅で少なくとも150万円程度は必要といわれています。ただし、著しく老朽化している場合や重機や大型トラック等が使用できない場合など敷地や道路等の状況によっては、費用が高くなる場合があります。



姫路市解体
補助金制度について

Q. 業者を紹介してもらえますか？

A. 姫路市では紹介、斡旋、仲介等はありません。
「ひょうご空き家対策フォーラム」(☎078-325-1021)をご活用ください。



ひょうご空き家対策
フォーラムのHPはこちら

その他お問い合わせ先

姫路市役所 住宅課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎5階 —— ☎079-221-2642

FAX:079-221-2639

空き家相談窓口

◆ひょうご空き家対策フォーラム

不動産流通及び専門士業団体で構成されており、空き家の総合相談窓口を無料で
行っているほか、各団体に所属する事業者等の紹介を行っています。

☎078-325-1021

◆機関

- 防火……………姫路市消防局予防課 —— ☎079-223-9532
- アライグマ等……………姫路市北部農林事務所 鳥獣対策室 — ☎079-336-4412
- 害虫(蜂等)……………姫路市保健所衛生課 —— ☎079-289-1633
- 防犯……………各警察署 —— (姫路) ☎079-222-0110
(飾磨) ☎079-235-0110
(網干) ☎079-274-0110
- 登記……………神戸地方法務局 姫路支局 — ☎079-225-1915(予約制)
- 相続……………兵庫県行政書士会 —— ☎078-371-6361
- 登記、相続……………兵庫県弁護士会 姫路支部 —— ☎079-282-8458
兵庫県司法書士会総合相談センター — ☎078-341-2755

昭和45年創業、地域密着のサービスを提供します

そうぞくの相談窓口

税理士法人 佐藤会計事務所

当事務所では、相続に関して、
相談・手続き・申告、そしてアフターサポートまで、
すべてを経験豊富な**相続専門の税理士**が対応しています。
お困りのことがございましたら、
お気軽にご相談ください。

代表税理士 豊田 智美【近畿税理士会所属】

1

相続専門の
税理士がいます

2

寄り添いと真心を
大切にしています

3

土曜日のご相談も
可能です
※事前予約制

4

各種専門家と
連携しています

5

女性の税理士が
在籍しています

6

申告書は、
永久保存いたします

ご存知ですか？

「現状を知る」ことが相続対策
の第一歩です。
財産だけでなくお客様の
「思い」をつなげるお手伝いを
させていただきます。



税理士法人
佐藤会計事務所
Sato Tax and Accounting Firm

Tel.078-251-6721



▶ **初回ご相談は無料です。** ◀

お電話にてお気軽にお問合せください。

受付時間 平日 9:00~17:00 定休日 土曜・日曜・祝日・年末年始

神戸事務所

住所▶ 〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通
2-2-10 ワンノットトリーズビル 8F
電話▶ 078-251-6721

小野事務所

住所▶ 〒675-1378 兵庫県小野市王子町
800-1 小野商工会館 1F
電話▶ 0794-63-3548

第4章

人生会議



「人生会議」という言葉を聞いたことがありますか？

「人生会議」とは、もしもの時のために、本人が家族や信頼できる人たち、医療や介護の専門職と一緒に人生の最終段階における医療・ケアおよび自分らしい生き方について繰り返し話し合うという取り組みのことをいいます。

●人生会議の手順(例)



最期まで自分らしく暮らすために、知っておきたいこと、考えてほしいことがあります。

あなた自身が自分らしく暮らしていくために、ご家族やあなたの大切な人、信頼している人、あるいは医療・介護関係者と話し合い、あなたの思いの共有をはじめてみませんか？

第5章

終活支援事業

～人生の結びへのマイプランニング～

人生の終焉において、自身の意見が尊重され、最期まで安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、自身の意思を市に登録する終活情報登録や、葬儀や納骨の相談先を案内するエンディングサポートを行います。

相談は、予約制です。相談を希望される際は、予め電話予約をお願いします。

終活情報登録

ご自身が希望する情報を市に登録することができます。

万が一の場合に、希望する相手や医療機関等へ登録情報を提供します。

対象者

姫路市民(年齢・所得等の制限はありません。)

登録内容

- ・緊急連絡先
- ・かかりつけ医
- ・延命措置に関すること
- ・生前契約した葬祭事業者
- ・エンディングノートの保管先 など

ご自身が希望される内容を登録していただけます。



エンディングサポート

葬儀や納骨の相談先をご案内します。身寄りのない方や高齢夫婦など、ご自身の葬儀等に不安のある方は一度ご相談ください。

対象者

所得等の制限があります。



お問い合わせ

姫路市役所 高齢者支援課 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎2階
☎079-221-2306 / FAX:079-221-2444

第6章

わたしのこと



わたしの基本情報

記入日

年 月 日

フリガナ

名 前

生年月日

大正
昭和
平成

年 月 日

住 所 〒 -

都・道
府・県

市・区
郡

本 籍

電話番号 ☎ () -

携帯電話番号 ☎ () -

メールアドレス

パソコン @

携帯電話 @

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。

おもいで・あしあと

記入日

年 月 日

誕生時 ※例：名前の由来等

幼少期

青春時代

その他の時代

学歴

職歴

これまで住んだ家・場所

大切な思い出

今のわたし

記入日

年 月 日

趣味・特技

好きな食べ物

好きな花

好きな音楽

好きな本・映画

宝物・コレクション

これからやりたいこと・行きたい場所・会いたい人



健康状態

記入日

年 月 日

● **かかりつけの病院** ※主治医にチェック ☒ を入れてください。

病院名・科

☐

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

☐

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

☐

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。



第7章

もしもの時は



病気の時は

記入日

年

月

日

●告知について ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 病名・余命を告知してほしい ☐ 病名のみ告知してほしい
☐ 家族等にまかせる ☐ その他

●延命治療について ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 可能な限り延命治療を受けたい ☐ 回復の見込みがなければ延命治療を希望しない
☐ 苦痛を少なくすることを重視する ☐ その他

●終末期医療について ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 自宅で過ごしたい ☐ 病院で看護を受けたい
☐ ホスピスで過ごしたい ☐ その他

●臓器提供・献体について ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 臓器提供意思表示カードを持っている ☐ 臓器提供・献体を希望しない
☐ 献体の登録をしている 登録先:
☐ その他

●私が判断できない時は

私の治療方針については、

名前:

続柄:

連絡先:

の意見を尊重して決めてください。

介護が必要な時は

記入日

年 月 日

● **介護をお願いしたい人** ※チェック ☒ を入れてください。

☐ 配偶者	名前:	
☐ 子ども	名前:	
☐ その他	名前:	関係:

● **介護してほしい場所** ※チェック ☒ を入れてください。

☐ なるべく自宅を希望する	
☐ 病院・施設	名称・場所等:
☐ お任せする	

● **介護の費用** ※チェック ☒ を入れてください。

☐ 私の預金や年金等でまかなってほしい	
☐ 用意してある	保管場所等:
☐ その他	

お問い合わせ先

姫路市役所 介護保険課 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎2階

● 要介護・要支援認定 …………… ☎079-221-2447

● 介護保険サービスの利用 …… ☎079-221-2449

認知症等で判断能力がないとみなされると、福祉サービスの利用や行政手続きの他、預貯金の引き出しや不動産の売却等の、資産管理や活用ができなくなってしまう。家族も資産を動かすことができないので、「いざというときは家族に任せよう」と考えて何も対策をしないでいると、思わぬトラブルにつながる可能性があります。



次のページで、もしもの時に備えて資産の活用方法を定めておきましょう。➡

判断能力が低下した時は

記入日

年 月 日

●財産管理などをお願いしたい人 ※チェック ☒ を入れてください。

☐ 配偶者	名前:	
☐ 子ども	名前:	
☐ その他	名前:	関係:

●財産管理をお願いする場合に利用したい制度 ※チェック ☒ を入れてください。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ☐ 法定後見制度(※1) | ☐ 任意後見制度(※1) |
| ☐ 財産管理委任契約 | ☐ 日常生活自立支援事業(※2) |
| ☐ 民事信託(※3) | ☐ 特にない |

※1 成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)について

判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

※法定後見制度・・・本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度

※任意後見制度・・・本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度

(法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度」より抜粋)

※2 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

(厚生労働省ホームページ「日常生活自立支援事業」より抜粋)

※3 民事信託について

営利を目的とせず、資産の管理を家族や親族等の信頼できる人に託す制度です。弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。

相談窓口

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階

成年後見制度
について

姫路市成年後見センター
☎079-262-9000

日常生活自立支援
事業について

姫路市社会福祉協議会
総合相談支援課
☎079-280-2224

終活を始めたいけど何から手を付ければ？
終活は何歳から始めればいいのか？

終活の専門家認定資格を持つ終活相談FAアドバイザーによる

終活相談 無料受付中

終活ってなに？

墓じまいって
いくらかかるの？

保険でできる
相続、贈与対策
ってあるの？

元気なうちに
不要なものを
整理したい

相談
無料

お客様の
「終活」のお悩みを
各種専門家が
サポートします

バリアフリーに
したいけど
費用はいくらくらい
必要なの？

将来誰も
住まなくなる家は
どうしたらいい？

贈与はいつから
どうやって
始めればいいのか？



まずはお気軽にご連絡ください

☎ 電話 での
問い合わせ

079-235-0330

●営業時間／9：00～18：00
●要予約

✉ メール での
問い合わせ



info@hoken-miraizu.co.jp

LINE LINE での
問い合わせ

こちらから
友達追加を
お願いします。
公式LINEアカウント



FAファイル
(終活ファイル)の
作成もお任せください！

運営 株式会社 未来図

姫路店 兵庫県姫路市中地南町100番地サンコーエイビル1階

●営業時間 9：00～18：00

●要予約

☎ 079-235-0330

第8章

エンディング



葬儀のこと

記入日

年 月 日

●葬儀の場所・規模 ※チェック☒を入れてください。

☐ お任せする

☐ 希望がある

名称・場所・規模(出席者)等:

☐ その他

●喪主について

任せたい人

●葬儀の形式

宗教・宗派

●香典 ※チェック☒を入れてください。

☐ いただく

☐ 辞退する

●供花 ※チェック☒を入れてください。

☐ いただく

☐ 辞退する

●遺影 ※チェック☒を入れてください。

☐ お任せする

☐ 用意してある

保管場所:

●葬儀の費用 ※チェック☒を入れてください。

☐ 私の預金や年金等でまかなってほしい(※)

☐ 用意してある

保管場所等:

☐ その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

供養について

記入日

年 月 日

● 供養の方法 ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 一般墓地 ☐ 永代供養 ☐ 納骨堂 ☐ 樹木葬
☐ 希望なし ☐ その他

名称・場所等:

● 供養にかかる費用 ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 私の預金や年金等でまかなってほしい(※)
☐ 用意してある 保管場所等:
☐ その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

遺言書について

記入日

年 月 日

● 遺言書の有無 ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 作成していない ☐ 作成している 保管場所:

作成している場合は、以下種別のいずれかにチェック ☒

- | | |
|---|------------|
| ☐ 自筆証書遺言 | 作成日: 年 月 日 |
| ☐ 公正証書遺言 | 作成日: 年 月 日 |
| ☐ その他 <input type="text"/> | 作成日: 年 月 日 |

※公正証書遺言以外の遺言書は、家庭裁判所で検認手続きをとってください。
封がされている場合は家庭裁判所で開封してもらいましょう。
ただし、自筆証書遺言書保管制度(令和2年7月10日～)により、法務局に保管してある自筆証書遺言は、検認手続きの必要はありません。

※詳しくは、3ページの第2章 空き家化の予防(遺言書)をご確認ください。

もしもの時の連絡先リスト

記入日

年 月 日

名前(フリガナ)	関係	住所・電話番号	備考
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	

渡したいもの

記入日

年 月 日

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

- エンディングノートを家族のために残そうと思っている方へ
- エンディングノートをお読みになるご家族へ

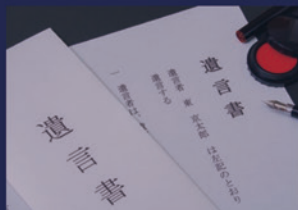
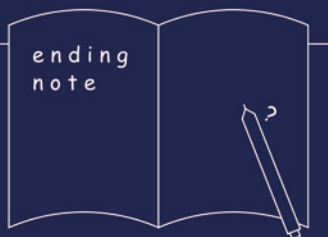


HIMEJI SOUZOKU.

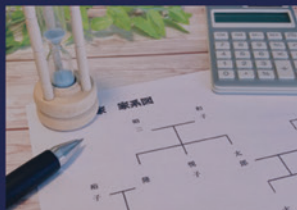
税理士法人 松岡・野田コンサルティングが

相続(相続手続・相続税申告)のご依頼をお受けします。

エンディングノートを
「書く」or「読む」にあたり、
こんな事でお困りではないですか？



大切な家族が相続で
困らないようにしたい



遺産分割で揉めない
ようにするためには？



不動産や預貯金の
名義変更ってどうやるの？

税理士法人 松岡・野田コンサルティングでは、相続に
特化した専門の税理士が、相続手続を順番に分かり
やすく説明します。

相続であとあと揉めないためにも、事前に準備を
しておくことが重要です。

また、遺産を残された側の相続手続についても、煩雑
であったり、期限があるものが多く存在します。

専門知識を用いた迅速円滑な手続が必要です。

ご相談内容に応じ、一番良い方法を提案させていた
だきます。

エンディングノートを
お読みになるご家族へ

葬儀後
相続手続にお困りの場合の
ご依頼方法

<記載事項>

✉ matsuoka-ryuji@tkcnf.or.jp 宛に
下記の情報を入力して送信してください。

- ①ご依頼者様のお名前・住所・電話番号
- ②お亡くなりになられた日



HIMEJI SOUZOKU.

税理士法人 松岡・野田コンサルティング -Himeji Office-



Himeji Office MAP



JR東姫路駅より200m

姫路オフィス 兵庫県姫路市阿保乙16番地

TEL | 079-287-0160 FAX | 079-244-1375

岡山オフィス 岡山市北区伊福町1-17-3 TEL | 086-250-7107 FAX | 086-250-7108

HIMEJI SOUZOKU.HP>>>
<https://www.alice-accounting.net/en/2012/main.html>



第9章

大切な人たち



家族・親族

記入日

年 月 日

わたしの 家系図



ペットのこと

※ペットの引き取りをお願いしたい場合は、事前に相手に依頼しておきましょう。飼育費用を信託する、ペットのための信託もあります。司法書士や弁護士など、専門家に相談してみると良いでしょう。

名前 ペットの種類 犬・猫・その他

生年月日 性別 かかりつけの動物病院

私にもしものことがあったら ※例：〇〇さんに引き取ってもらいたい 等

家族・親族へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ （続柄/)

さんへ メッセージ （続柄/)

友人・お世話になった方へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ （関係/)

さんへ メッセージ （関係/)

第10章

財産について



資産と負債

記入日

年 月 日

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等		備考

第11章

おくやみガイド

お亡くなりになられた後の手続きについて(市役所内での手続き)

死亡届は、死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地のいずれかの市区町村の担当窓口へ届出をしてください。死亡届の提出は葬祭業者が代行することが多いため、依頼される葬祭業者にご確認ください。ご遺族は、死亡届の手続きをされた後も、様々な手続きを行う必要があります。

▼手続きの一例をご案内します。

葬祭費の支給申請について

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されていた場合は、申請により葬祭を行った人に支給されます。請求の時効は葬祭執行日の翌日から2年です。



国民健康保険



後期高齢者
医療保険

年金加入者・年金受給者の手続きについて

年金加入者や年金受給者の方がお亡くなりになると、ご遺族の方は、年金の手続きが必要な場合があります。死亡された方の年金加入状況や受給中の年金の種類によって、手続きや必要な書類が異なりますので、それぞれの加入先でご確認ください。



日本年金機構

世帯主の変更について

世帯主の方がお亡くなりになられた場合、世帯主変更の手続きが必要な場合があります。亡くなられた方が、1人世帯の場合や2人世帯でその世帯に残った方が1人しかない場合は、手続きは不要です。なお、3人以上の世帯の場合は、市役所が死亡届の届出人や世帯構成から、一旦世帯主を変更します。他の世帯員に世帯主を変更される場合は、世帯主変更の届出が必要です。



市役所等発行の各種証書類について

介護保険被保険者証、障害者手帳、福祉医療費受給者証、印鑑登録証、年金証書やその他市役所から交付された証書類は返還していただきます。生前から整理しておくことで、ご遺族の負担が軽減されるかと思います。

固定資産税について

賦課期日(1月1日)までに相続登記(登録)が完了されていないときは、相続人が納付義務者となります。この場合、相続人の中から代表して納税される方を決めていただき、資産税課に届出が必要です。



固定資産税に関する申告、申請

住民税について

住民税は毎年1月1日(賦課期日)現在、姫路市に住んでいる人に対して前年中(1月1日から12月31日)の所得に基づき課税されます。1月2日以降にお亡くなりになられた方に対しても前年中の住民税が課税され、相続される人が納税義務を引き継ぐことになります。



亡くなられた方の住民税について

その他の手続きについて、姫路市に住民登録されていた場合は、市役所内での手続きに関する案内として『おくやみハンドブック』があります。『おくやみハンドブック』では手続きの担当課や必要な持ち物を掲載していますので、手続きの際にご活用ください。また、『おくやみハンドブック』は姫路市のホームページに掲載しています。



おくやみ
ハンドブック

お問い合わせ

姫路市役所 住民窓口センター 届出窓口担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎1階 ☎079-221-2365

その他の手続きについて(市役所以外での手続き)

お亡くなりになられた方が生前に契約されていた電気、ガス、水道などの公共料金の解約や名義変更、スマートフォン・インターネット・クレジットカード等の解約、運転免許証やパスポート等の返納の手続きもあります。生前から整理しておくことでご遺族の負担が軽減されるかと思います。

法定相続情報証明制度

相続手続きをスムーズにするための制度「法定相続情報証明制度」があります。
相続手続きをするにあたっては、亡くなられた方の相続関係書類として、戸籍謄本の提出が必要になり、被相続人と相続人全員分の戸籍を準備する必要があります。
相続登記や預金の払い戻し等、相続手続きが複数ある場合には、便利な『法定相続情報証明制度』があります。

この法定相続情報証明制度は、相続人から相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）とともに、戸籍・除籍謄本などを登記所に提出すると、登記官が確認した上で、その一覧図に認証分を付した写しを無料で交付してもらうことができ、相続手続きをスムーズに行うことができます。

また、登記申請書の添付情報欄に法定相続情報番号を記載された場合、法定相続情報一覧図の写し（証書の原本）の添付を省略できるようになりました。（不動産登記以外の手続きでは、法定相続情報番号はお使いいただけません。）

▼詳しくは、法務局のホームページでご確認ください。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は各機関にご確認ください。

法務局
「法定相続情報証明制度」
について



法務局
「法定相続情報証明制度」の
具体的な手続きについて



相続登記手続案内について

法務局では、完全予約制による相続登記手続案内があります。

不動産に関する相続手続きをご自身でされる場合、登記の申請書と法定相続証明制度の様式・作成方法は法務局ホームページからダウンロードできますので、ご覧になった上で、ご不明な点がございましたら、電話又は窓口で「登記手続案内」の予約をお申込みください。

申請書等の
作成がむずかしい、
時間がない等の方は、
司法書士等の専門家に
ご相談ください！



詳しくは法務局の
ホームページでご確認ください。

神戸地方法務局
登記手続案内



メモ

しゅうかつ

終活とは・・・

しゅうえん

人生の終焉を考えることを通じて、
自分を見つめ、今をより良く自分らしく生きる活動です。

◇エンディングノートの書き方セミナー

エンディングノートに興味があるが、どうすればいいの？

◇住まい・相続相談

住んでいない家、相続のこと。自分たちがいなくなった後はどうなるの・・・など。

◇仏事相談

お墓の汚れが気になっているが・・・。お墓の草引きが大変。遠方でなかなか参れないお墓。どうすれば・・・。故人のお骨をお墓に納めたいが・・・。墓じまいを考えているが・・・。お寺とのおつきあいは・・・等々。

なんでも ご遠慮なく ご相談ください。



～ 感謝こそ未来へ～ 川本石材グループ

慶応元年創業 株式会社 川本石材商会

宍粟市一宮町須行名498伊和神社前 フリーダイヤル 0120-148-133

営業科目：墓石・神社仏閣・住宅・店舗各種石材設計施工 墓石クリーニング 墓石移設 墓じまい・墓地造成等各種工事

～皆様とともに88年～ 長 日 坂 石 材

加古川市神野町西之山501-4日岡神社北 フリーダイヤル 0120-148-399

(株)川本石材商会環境事業部

ICS いちのみやクリーンサービス

宍粟市一宮町須行名498伊和神社前 フリーダイヤル 0120-148-133

営業科目：住宅・倉庫・店舗・アパート・工場・墓石等の解体工事等

兵庫県知事許可(般-2)第 502074 号 土木工事 石工事 解体工事 兵庫県産業廃棄物収集運搬業許可 第 02806206815 号
岡山県産業廃棄物収集運搬業許可 第 03300206815 号 1級土木施工管理技士1名 終活カウンセラー2名 お墓ディレクター4名
建築石材アドバイザー2名 建築物石綿含有建材調査者1名 石材施工技能士1名 ファイナンシャルプランナー3級1名 (2023年1月時点)

メモ

家族葬の葵会館



名古屋山ホール



姫路中央葵会館



広畑葵会館



姫路西葵会館

こころの会の
会員制度に

お得な長期割特典

先々の不安を今から安心へ

こころの会の
会員制度

入会金
10,000円

年会費
無料

月掛金
不要

「こころの会」会員入会金の一部(2,000円)を「フードバンクはりま」に寄付させていただきます。是非ともご支援にご協力ください。



一般価格

会員20%割引

ご入会で
一般価格から
20%OFF

会員
価格

早めのご入会でお得と安心を!

入会年数によって葬儀基本プランから割引させていただきます。

●最終入会日～お葬式実施の期間が

※個人入会年数に限る。
※1年目の割引適用はございません。

3%
割引

2年目～
5年目で

5%
割引

6年目～
10年目で

7%
割引

11年目～
20年目で

最大
10%
割引

21年目
からは



ずっと
お得!

(利用年数)

無料 ご葬儀事前相談

葬儀や入会についての事前相談を完全予約制にて
行っております。お気軽にご相談ください。

お申込み受付中

ご予約は下記の電話番号からお願いいたします。
受付時間/9:00～18:00

- 仏壇・墓じまいについて
- 葬儀について
- 入会について
- 事前葬儀見積 などなど
どんなことでもご相談ください!



経済産業大臣・認定個人情報保護団体
全国こころの会葬祭事業協同組合 加盟

株冠葬祭

葵会館

ホームページも
ご覧ください。

<http://www.kokoro-aoi.com/>



こころの会 葵会館 | 検索



名古屋山ホール

住所: 姫路市車崎1-13-6

姫路中央葵会館

住所: 姫路市南畝町24-1

広畑葵会館

住所: 姫路市広畑区高浜町2丁目29-2

姫路西葵会館

住所: 姫路市余部区下余部119-1

年中無休
24時間受付

直葬・家族葬・一般葬・自宅葬・法要など、幅広く
対応しております。お気軽にご連絡ください。

名古屋山葬儀式場の使用料を含んだ料金プラン



姫路市民葬 安心価格

明瞭価格

分かりやすい料金体系

安心の自社施行

すべてのプラン

寄り添う 少人数

火葬式

通夜、告別式など行わず
火葬だけを行うプラン



お迎え ▶ ご安置 ▶ 火葬

会員価格 **148,000円** (税抜)
(税込162,800円)
会員価格 **20,000円OFF**
当社一般価格 **168,000円** (税抜)
(税込184,800円)

【プランに含まれる内容】 平棺・棺用布団・仏衣一式・枕飾り・納棺・保冷アイス・
搬送用シート・運営スタッフ・骨壺・線香・ローソク・葬具セット・白木経机・役所手続き・
火葬場手続き・野辺花・寝台車(50km)

※自宅or施設から直接火葬場にお送りします。

寄り添う 少人数~20名様

お別れ家族葬

完全貸切の「コミュニティスペース」で
僧侶を呼ばず、執り行うプラン



※写真はイメージです

お迎え ▶ ご安置 ▶ お別れ式 ▶ 火葬

会員価格 **198,000円** (税抜)
(税込217,800円)~
会員価格 **20,000円OFF**
当社一般価格 **218,000円** (税抜)
(税込239,800円)~

【プランに含まれる内容】 高級布棺・棺用布団・仏衣一式・枕飾り・納棺・保冷アイス・搬送用シート・
運営スタッフ・骨壺・線香・ローソク・葬具セット・白木経机・役所手続き・火葬場手続き・野辺花・寝台車(50km)・
安心セット(巻線香・電気ローソク)・仮眠用寝具2セット

コミュニティスペース使用料 <コミュニティスペース3店舗からお選びいただけます>

※コミュニティスペースは使用状況によりご希望店舗に添えない場合がございます。

寄り添う 少人数~30名様

1日家族葬

通夜を行わず、告別式から火葬まで
1日で執り行うプラン



お迎え ▶ ご安置 ▶ 告別式 ▶ 火葬

会員価格 **298,000円** (税抜)
(税込327,800円)
会員価格 **30,000円OFF**
当社一般価格 **328,000円** (税抜)
(税込360,800円)

【プランに含まれる内容】 祭壇(生花飾り)・高級布棺・棺用布団・仏衣一式・受付設備一式・枕飾り・納棺・
保冷アイス・搬送用シート・運営スタッフ・白木位牌・骨壺・線香・ローソク・葬具セット・白木経机・
遺影写真(カラー)・盛物・役所手続き・火葬場手続き・野辺花・寝台車・霊柩車(50km)・名古屋山式場使用料

寄り添う 少人数~30名様

家族葬

ご家族様を中心に通夜式と
告別式を行う一般形式の葬儀プラン



お迎え ▶ ご安置 ▶ 通夜式 ▶ 告別式 ▶ 火葬

会員価格 **368,000円** (税抜)
(税込404,800円)
会員価格 **30,000円OFF**
当社一般価格 **398,000円** (税抜)
(税込437,800円)

【プランに含まれる内容】 祭壇(生花飾り)・高級布棺・棺用布団・仏衣一式・受付設備一式・枕飾り・納棺・
保冷アイス・搬送用シート・運営スタッフ・白木位牌・骨壺・線香・ローソク・葬具セット・白木経机・
遺影写真(カラー)・盛物・会葬礼状(20枚)・役所手続き・火葬場手続き・野辺花・寝台車・霊柩車(50km)・
後飾りセット・安心セット(巻線香・電気ローソク)・シャワールーム使用料・アフターサービス・名古屋山式場使用料

※名古屋山式場使用料が姫路市民の方の価格で明記しています。それ以外の方は別途料金が発生します。※火葬料は別途となります。※写真はイメージです。

各プランの詳細はHPを
ご覧ください

<http://himeji-soushiki.com> ▶



コミュニティ
スペース

お別れ家族葬プランでのご利用や、
安置施設としてもご利用できます。
お気軽にお問合せください。

名古屋店



姫路市南今宿3-18

勝原店



姫路市勝原区山戸166-2

香寺店



姫路市香寺町広瀬280-5



私たちは、最期まで安心して暮らせる街づくりに貢献します。



市民葬儀ご相談センター

お問い合わせ・
ご相談は



0120-13-4194

〒670-0084
姫路市東辻井4丁目5-8(名古屋店)
<(株)稲田屋 tel.079-269-8118>

もしもの時にあわてない為に
事前会員登録

入会金
年会費
積立金

0円



申込はホームページまたはお電話で受付
会員様 | 会員価格にてご利用できます